

明日へのそなえ

無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)



朝日生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。



【特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット】

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
この保険の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。

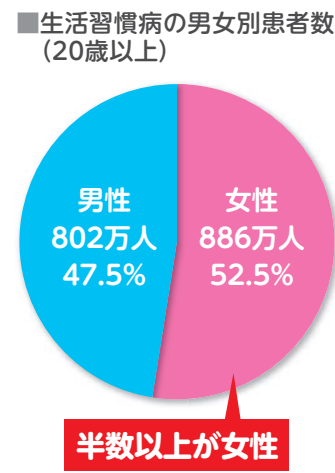
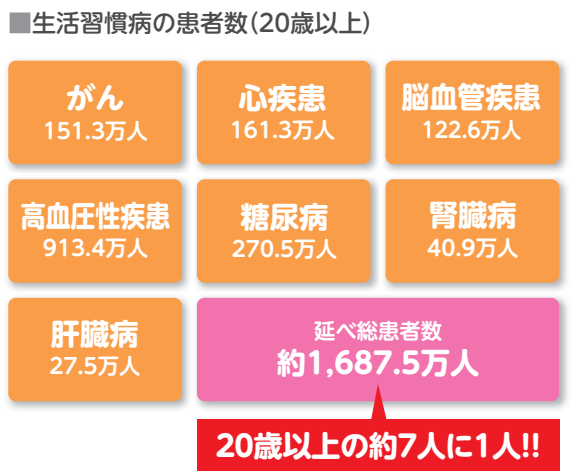
募集代理店

がんを含む生活習慣病は身近な病気です。入院やその後の治療も長期になる傾向があり、医療費等の経済的な負担が心配です。

1 生活習慣病は身近な病気なの？

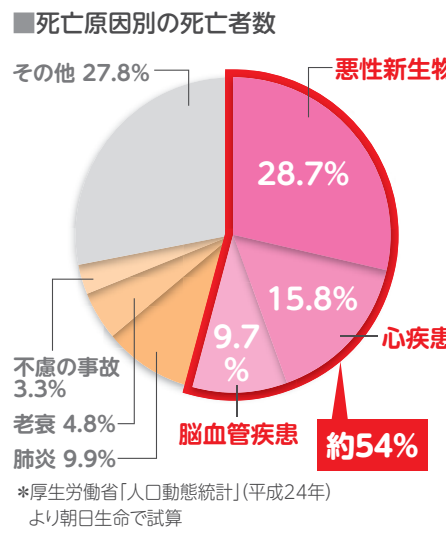


- 20歳以上の方では**約7人に1人**の方が**生活習慣病**に悩まされています。
- 生活習慣病は男性に多いイメージですが、**半数以上が女性**となっています。



*厚生労働省「患者調査」(平成23年)、総務省統計局「人口推計」(平成23年)より朝日生命で試算
*厚生労働省「患者調査」(平成23年)より朝日生命で試算

- 死亡原因のうち「**がん**」「**心疾患**」「**脳血管疾患**」で**約54%**を占めています。

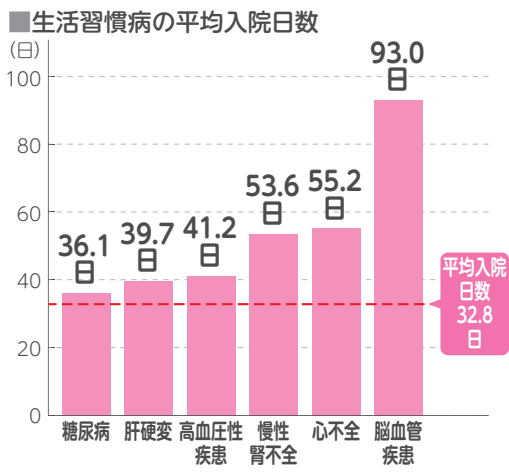


*厚生労働省「人口動態統計」(平成24年)より朝日生命で試算

2 生活習慣病の入院やその後の治療は長引くの？



- 生活習慣病による入院は、**平均入院日数よりも長期になる傾向**があります。
- その上、生活習慣病には、**重篤な合併症を引き起こすリスクがあり、さらに治療が長くなる可能性**があります。

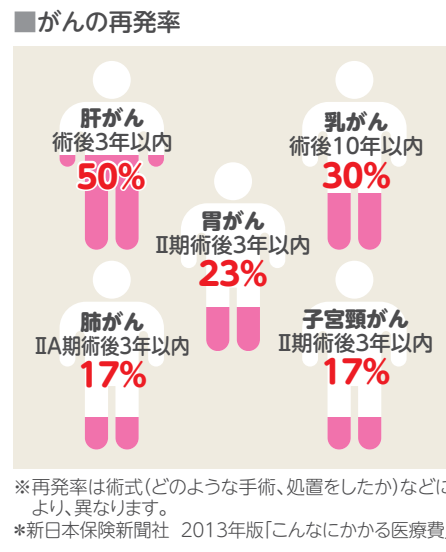


*平均入院日数は、調査対象期間中に病院、一般診療所を退院した患者の在院日数の平均。生活習慣病の平均入院日数は、各生活習慣病の在院日数の平均を抜粋。
*厚生労働省「患者調査」(平成23年)より朝日生命で試算

■生活習慣病の合併症の例

- 糖尿病** → 脳卒中、慢性腎不全、心疾患
糖尿病は全身の血管に障害を与え、脳卒中や慢性腎不全・心疾患など「動脈硬化」による病気の原因に!
- 高血圧性疾患** → 脳卒中、慢性腎不全、心疾患
高血圧症は血管が詰まったり破れやすくなる「動脈硬化」を促進し、脳卒中や慢性腎不全・心疾患などの原因に!
- 肝炎** → 肝硬変
肝硬変は進行すると肝臓がんになる可能性も!

- がん**については、**再発や転移を繰り返した場合、治療期間は長期にわたります。**



3 生活習慣病の経済的負担はどのくらいなの？



- 「**がん**」「**心疾患**」「**脳血管疾患**」等は、病状や治療内容により異なりますが、入院時の**自己負担額の例**は、以下の通りです。

■生活習慣病による入院時の自己負担額の例

がん	心疾患	脳血管疾患
胃がんで26日入院した場合	急性心筋梗塞で32日入院した場合	脳梗塞で51日入院した場合
約46.4万円	約42.9万円	約55.1万円

*「がん」「脳血管疾患」の自己負担額の例は、生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2013年9月改訂)より抜粋。「心疾患」の自己負担額の例は、自己負担割合3割の例で、同「医療保障ガイド」を基に朝日生命にて設定(いずれの例も高額療養費制度による還付後の自己負担額)。なお、入院時食事代の他、以下の金額を含む。
●差額ベッド代(がん15万円、急性心筋梗塞10万円、脳梗塞14万円)、見舞時の家族交通費・食費(がん3.25万円、急性心筋梗塞4.85万円、脳梗塞6.65万円)、その他諸雑費(衣類、快気祝いなど)(がん8.6万円、急性心筋梗塞7.5万円、脳梗塞12.1万円)

～自己負担額が増加する治療の例～

- ◆「がん」の場合、手術後の放射線治療や抗がん剤治療も数年にわたって継続的に行われる場合もあります。
- ◆「急性心筋梗塞」を抑えるために、血栓ができるのを防ぐ薬・血管を広げ、血圧を下げる薬・心臓の負担を減らす薬・再発を防ぐ薬など、複数の薬を組み合わせ、継続して服用する場合があります。
- ◆「脳梗塞」は、入院が長期になるだけでなく、再発の可能性もあり、再発防止のための治療薬を生涯飲み続ける場合もあります。
- ◆心臓リハビリテーション、脳梗塞のリハビリテーションは半年以上にもわたる場合もあり、退院後も自宅でリハビリテーションを続け、定期的な健診を受ける必要があります。

一時的な経済的負担だけでなく、長引く治療で負担が増大することも。
就業できなくなる期間が長いほど、収入減に繋がる可能性も。

- 先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の適用外となるため、全額が自己負担になります。**

■先進医療の費用例

重粒子線治療(適応症:限局性固形がん)	陽子線治療
1件当たりの平均費用	1件当たりの平均費用
約304万円	約259万円

*第65回先進医療専門家会議「平成25年度実績報告(平成24年7月1日～平成25年6月30日)」を基に朝日生命にて試算(平成26年2月現在の厚生労働大臣が定めた先進医療を記載しています。)



がんを含む生活習慣病にそなえる! 『明日へのそなえ』の保障内容

特徴1 **高額化・長期化にそなえる!**

- 医療費が高額となる「がん」「心疾患」「脳血管疾患」に対し、**3大疾病一時金**がお受け取りいただけます。
- 長期にわたる生活習慣病の入院に対し、1回の入院につき120日まで**生活習慣病入院給付金**がお受け取りいただけます。

特徴2 **何度でも!**

- 3大疾病一時金は、**何度でもお受け取り**いただけます。
- がんの再発・転移や生活習慣病の**重篤な合併症**などの**リスク**にそなえることができます。

特徴3 **保障範囲が広い!**

- がんは**上皮内がん**から保障します。
※上皮内がんでも、3大疾病一時金は、満額(100%)お受け取りいただけます。
- 心疾患は「**急性心筋梗塞**」だけでなく「**拡張型心筋症**」も、脳血管疾患は「**脳卒中**」だけでなく「**くも膜下出血**」を予防する手術も保障します。

保障内容	生活習慣病入院給付金日額				このような場合にお支払いします。	お支払いの限度
	5,000円プラン		3,000円プラン			
3大疾病一時金付生活習慣病保険 (返戻金なし型)						
高額化にそなえる! がん・心疾患・脳血管疾患による所定の状態に、一時金でそなえる 3大疾病一時金	給付倍率 200倍	給付倍率 100倍	給付倍率 200倍	給付倍率 100倍	①がん(上皮内がん含む)と診断確定されたとき ②心疾患 により、所定の状態または手術のとき ③脳血管疾患 により、所定の状態または手術のとき	回数は無制限 ただし、2年に1回を限度
長期化にそなえる! がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・腎疾患による入院にそなえる 生活習慣病入院給付金	1回につき	1回につき	1回につき	1回につき	●がん(上皮内がん含む) ●心疾患 ●脳血管疾患 ●糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝疾患 ●腎疾患 上記病気の治療を直接の目的とする入院をしたとき	1回の入院につき 120日まで 通算1,000日まで
死亡給付金	10万円	6万円	10万円	6万円	死亡されたとき	—

保障内容	このような場合にお支払いします。	お支払いの限度
先進医療特約 (返戻金なし型)		
高額化にそなえる! 技術料の全額が自己負担となり、負担が高額となるおそれのある先進医療にそなえる 先進医療給付金	1回の療養につき 先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)と同額	1回の療養につき500万円 通算して 2,000万円
先進医療実施医療機関への交通費等に活用できる 先進医療見舞金	先進医療給付金の支払額の10%相当額	—

保障内容	このような場合にお支払いします。	お支払いの限度
がん・生活習慣病だけでなく、すべての病気やケガでの入院を一時金でそなえる特約 (入院準備費用給付金10万円の場合)		
入院サポート特約 (返戻金なし型)		
高額化にそなえる! 病気やケガによる入院に、一時金でそなえる 入院準備費用給付金	1回の入院につき 10万円 日帰り入院でも!	1回の入院につき 1回 通算 30回

●がんは**上皮内がん**から保障

上皮内がんを含むすべての「がん」に対して保障!

◆がんの進行について

●心疾患は「**急性心筋梗塞**」だけでなく「**拡張型心筋症**」も保障

急性心筋梗塞だけでなく**拡張型心筋症**の手術も保障!

拡張型心筋症とは、心室の筋肉が障害され、心室が拡張し、心臓のポンプとしての機能が低下する病気です。心臓移植の対象となる病気の90%が拡張型心筋症です。

●脳血管疾患は「**脳卒中**」だけでなく「**くも膜下出血**」を予防する手術も保障

くも膜下出血とは、くも膜と軟膜の間にできた脳動脈瘤が破裂して出血するものです。

脳動脈瘤が破裂するのを防ぐための手術もしっかり保障!

クリッピング術

脳動脈瘤の根元をクリップではさむ等、破裂を予防します。

コイル塞栓術

脳動脈瘤内にコイルをつめる等、破裂を予防します。

●3大疾病一時金の金額は「生活習慣病入院給付金日額×所定の給付倍率」となり、ご契約時に選択いただけます。
 ●3大疾病一時金を複数回お支払いするときは、3大疾病一時金が支払われた最終の支払事由からその日を含めて2年を超えて、その原因が新たに生じていることが要件となります。
 ●日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料のお支払いがある場合などをいいます。
 ●3大疾病一時金の「所定の状態または手術」の詳細については、P.11のお支払事由をご覧ください。
 ●[3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)]において、がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
 ●各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.10~契約概要をご覧ください。



保険料例 男性

3,000円プラン

契約年齢にご注意ください。

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6か月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。詳しくは、P13「6. 契約年齢について」をご覧ください。



保険料例 女性

3,000円プラン

*月払(口座振替利率)の保険料(平成26年4月1日現在)

●生涯保障タイプ [生活習慣病入院給付金日額3,000円][3大疾病一時金60万円(200倍)・30万円(100倍)]

●生涯保障タイプ [生活習慣病入院給付金日額3,000円][3大疾病一時金60万円(200倍)・30万円(100倍)]

Table for Male 3,000円 Plan showing premium and benefits for three plan types (Lifetime, 60, 65) across ages 15-75.

単位:円

単位:円

単位:円

Table for Female 3,000円 Plan showing premium and benefits for three plan types (Lifetime, 60, 65) across ages 15-75.

単位:円

単位:円

単位:円

*先進医療特約・入院サポート特約の払込期間(終身払、60歳払込満了、65歳払込満了)は、各プランの払込期間と同じものをご選択ください。 ※「3大疾病一時金付生活習慣病保険」と、「先進医療特約」や「入院サポート特約」との合計保険料が830円未満になる場合、お申し込みはできません。

契約年齢にご注意ください。

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6か月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。詳しくは、P13「6. 契約年齢について」をご覧ください。
*月払(口座振替料率)の保険料(平成26年4月1日現在)



保険料例 男性

●10年間保障タイプ●

[生活習慣病入院給付金日額5,000円]
[3大疾病一時金100万円(200倍)・50万円(100倍)]

●15～39歳の10年間保障タイプは入院サポート特約10万円を付加したプランのみのお取り扱いとなります。

契約年齢(歳)	3大疾病一時金付生活習慣病保険		先進医療特約	入院サポート特約	
	一時金100万円	一時金50万円		10万円	5万円
15	325	—		770	—
16	325	—		770	—
17	330	—		780	—
18	330	—		790	—
19	330	—		800	—
20	340	—		810	—
21	345	—		820	—
22	360	—		830	—
23	375	—		830	—
24	390	—		840	—
25	410	—		850	—
26	425	—		860	—
27	445	—		870	—
28	460	—		880	—
29	485	—		890	—
30	500	—		900	—
31	525	—		910	—
32	555	—		930	—
33	590	—		940	—
34	635	—		960	—
35	695	—		980	—
36	760	—		990	—
37	840	—		1,010	—
38	945	—		1,030	—
39	1,055	—		1,060	—
40	1,170	*755	87 契約年齢に関係なく、保険料は一律です。	1,090	545
41	1,315	840		1,110	555
42	1,460	930		1,150	575
43	1,620	1,035		1,180	590
44	1,805	1,150		1,220	610
45	2,015	1,275		1,260	630
46	2,255	1,425		1,310	655
47	2,520	1,585		1,360	680
48	2,820	1,770		1,410	705
49	3,145	1,960		1,470	735
50	3,515	2,180		1,530	765
51	3,925	2,430		1,590	795
52	4,375	2,695		1,640	820
53	4,860	2,985		1,700	850
54	5,375	3,290		1,770	885
55	5,905	3,605	1,850	925	
56	6,455	3,935	1,920	960	
57	7,035	4,275	2,010	1,005	
58	7,610	4,620	2,090	1,045	
59	8,200	4,975	2,200	1,100	
60	8,805	5,335	2,300	1,150	
61	9,420	5,710	2,420	1,210	
62	10,055	6,095	2,560	1,280	
63	10,700	6,495	2,710	1,355	
64	11,355	6,905	2,870	1,435	
65	12,010	7,320	3,040	1,520	
66	12,675	7,745	3,240	1,620	
67	13,335	8,180	3,460	1,730	
68	14,000	8,630	3,690	1,845	
69	14,665	9,080	3,940	1,970	
70	15,320	9,535	4,210	2,105	
71	15,990	9,980	4,360	2,180	
72	16,030	10,040	4,530	2,265	
73	16,320	10,270	4,710	2,355	
74	16,580	10,475	4,900	2,450	
75	16,785	10,660	5,060	2,530	



保険料例 女性

●10年間保障タイプ●

[生活習慣病入院給付金日額5,000円]
[3大疾病一時金100万円(200倍)・50万円(100倍)]

契約年齢(歳)	3大疾病一時金付生活習慣病保険		先進医療特約	入院サポート特約	
	一時金100万円	一時金50万円		10万円	5万円
15	385	—		950	—
16	385	—		990	—
17	390	—		1,050	—
18	390	—		1,100	—
19	390	—		1,160	—
20	395	—		1,210	—
21	410	—		1,250	—
22	425	—		1,290	—
23	455	—		1,310	—
24	480	—		1,330	—
25	510	—		1,340	—
26	555	—		1,340	—
27	605	—		1,330	—
28	665	—		1,310	—
29	725	—		1,280	—
30	795	—		1,250	—
31	865	—		1,210	—
32	940	—		1,180	—
33	1,020	—		1,130	—
34	1,110	—		1,100	—
35	1,205	—		1,070	—
36	1,310	—		1,040	—
37	1,425	—		1,030	—
38	1,540	—		1,020	—
39	1,665	—		1,010	—
40	1,800	1,030	87 契約年齢に関係なく、保険料は一律です。	1,020	510
41	1,925	1,100		1,030	515
42	2,055	1,175		1,040	520
43	2,175	1,250		1,070	535
44	2,320	1,335		1,090	545
45	2,450	1,415		1,120	560
46	2,585	1,495		1,150	575
47	2,725	1,580		1,180	590
48	2,865	1,665		1,220	610
49	3,015	1,760		1,250	625
50	3,185	1,860		1,290	645
51	3,360	1,960		1,330	665
52	3,545	2,075		1,370	685
53	3,755	2,200		1,410	705
54	3,955	2,315		1,450	725
55	4,160	2,445	1,500	750	
56	4,360	2,570	1,560	780	
57	4,555	2,695	1,620	810	
58	4,760	2,825	1,680	840	
59	4,960	2,960	1,750	875	
60	5,145	3,095	1,840	920	
61	5,330	3,225	1,930	965	
62	5,505	3,360	2,040	1,020	
63	5,680	3,490	2,150	1,075	
64	5,835	3,620	2,270	1,135	
65	6,020	3,770	2,390	1,195	
66	6,210	3,930	2,540	1,270	
67	6,425	4,110	2,700	1,350	
68	6,645	4,300	2,870	1,435	
69	6,880	4,505	3,050	1,525	
70	7,145	4,745	3,240	1,620	
71	7,280	4,860	3,360	1,680	
72	7,430	4,995	3,470	1,735	
73	7,610	5,140	3,590	1,795	
74	7,785	5,300	3,710	1,855	
75	7,945	5,440	3,820	1,910	

契約概要

必ずお読みください

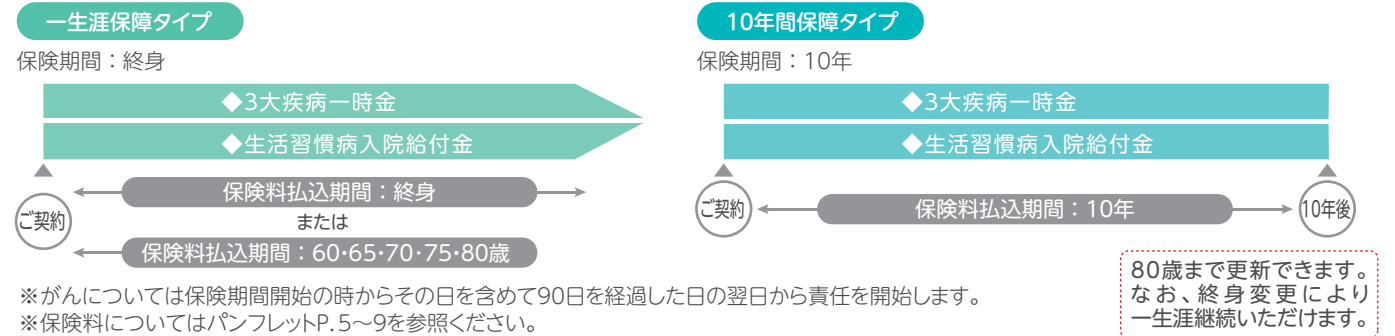
この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みの際に特にご確認いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
- 連絡先 お客様サービスセンター ☎0120-663-628
[受付時間]月曜日～金曜日 9:00～17:00[12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く]
- ホームページアドレス <http://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴としくみについて

- 商品名称 「明日へのそなえ」
- 正式名称 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)
- 特徴 がんを含む7つの生活習慣病による入院の保障や、がん・急性心筋梗塞・脳卒中の3大疾病についての一時金の保障をご準備いただける商品です。



※がんについては保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。
※保険料についてはパンフレットP.5～9を参照ください。

- 次の特約を付加できます。
 - 無配当入院サポート特約(返戻金なし型)
 - 無配当先進医療特約(返戻金なし型)

お取り扱い

	一生保障タイプ			10年間保障タイプ	
	3,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
生活習慣病入院給付金日額	3,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
契約年齢	15～75歳	15～75歳	15～59歳	15～75歳	15～59歳
保険期間	終身			10年	10年
保険料払込期間	終身または60・65・70・75・80歳払込満了(最低5年)			71～75歳のお客は80歳までとなります。	10年
3大疾病一時金額	生活習慣病入院給付金日額×所定の倍率※			生活習慣病入院給付金日額×所定の倍率※	
保険料払込回数	月払・年払			月払・年払	
保険料払込経路	口座振替扱			口座振替扱	
最低保険料	830円			830円	
備考	—			15～39歳については入院サポート特約10万円を付加いただく必要があります。	

※3大疾病一時金の所定の倍率とは400倍・200倍・100倍・0倍で、ご契約時に所定の範囲内で選択していただきます(募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください)。0倍を選択された場合は、3大疾病一時金のお支払いはありません。なお、選択された3大疾病一時金の給付倍率の変更はお取り扱いいたしません。

*71～75歳のお客は80歳までの保険期間となります。
※「3大疾病一時金付生活習慣病保険」と、「先進医療特約」や「入院サポート特約」との合計保険料が830円未満になる場合、お申し込みはできません。

3 保障内容

お支払対象

	生活習慣病入院給付金	3大疾病一時金
お支払対象	がん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患	がん、急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤

お支払事由

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
生活習慣病入院給付金	がんの治療を直接の目的とする入院、またはがん以外の生活習慣病(下記★を参照)の治療を直接の目的とする入院をしたとき	1回の入院につき生活習慣病入院給付金日額×入院日数	1回の入院につき 120日 通算 1,000日
3大疾病一時金	次のいずれかに該当したとき ●がんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・拡張型心筋症で診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態が継続したとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●脳卒中等で診療を受けた日からその日を含めて60日、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき、脳動脈瘤が破裂したとき、または脳動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	1回につき生活習慣病入院給付金日額×所定の倍率* ※所定の倍率とは、400倍・200倍・100倍・0倍で、ご契約時に所定の範囲内で選択していただきます(募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください)。	無制限 なお、3大疾病一時金が支払われた最終のお支払事由が当該日からその日を含めて2年以内に3大疾病一時金のお支払事由に該当した場合は、3大疾病一時金はお支払いいたしません
死亡給付金	被保険者がお亡くなりになられたとき	生活習慣病入院給付金日額×20倍	—

★生活習慣病入院給付金のお支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

- ①心・血管疾患(慢性リウマチ性心疾患、虚血性心疾患、肺性心疾患および肺循環疾患、その他の型の心疾患、循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(197)のうち、心(臓)切開後症候群および心臓手術に続発するその他の機能障害)
- ②脳血管疾患
- ③腎疾患(糸球体疾患、腎不全)
- ④肝疾患(ウイルス肝炎、肝疾患、食道静脈瘤、その他の部位の静脈瘤(186)のうち、胃静脈瘤)
- ⑤糖尿病
- ⑥高血圧性疾患(高血圧性疾患、大動脈瘤および解離)

保険料払込免除について

●ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除となります。主契約の保険料のお払込みが免除された場合には、同時に特約の以後の保険料のお払込みも免除となります。

保障内容に関する注意事項

- がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にかんがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)は無効となり、給付金はお支払いいたしません。
- ※入院サポート特約(返戻金なし型)、先進医療特約(返戻金なし型)についても同様に無効となり、給付金はお支払いいたしません。
- 同一の生活習慣病により、生活習慣病入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなしてお取り扱いします。
- 3大疾病一時金の給付倍率として、「0倍」を選択された場合には、3大疾病一時金のお支払いはありません。なお、選択された3大疾病一時金の給付倍率の変更はお取り扱いいたしません。
- 3大疾病一時金のお支払いは、責任開始の時以後に発病した疾病を原因とする場合に限りです。したがって、責任開始の時前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘されていた場合で、その疾病によりお支払事由に該当したときには、責任開始の時から経過期間にかかわらず、3大疾病一時金はお支払いいたしません。
- 被保険者が同時に3大疾病一時金のお支払事由に複数該当された場合でも、3大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。

●3大疾病一時金を複数回お支払いするときは、3大疾病一時金が支払われた最終のお支払事由が当該日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後、新たに3大疾病一時金のお支払事由に該当し、次の要件を満たす必要があります。

◆がんについては、新たながん*¹の診断確定**²であること

※1 原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

※2 3大疾病一時金が支払われた最終のお支払事由が当該日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に継続入院中の場合や、2年を経過した日の翌日以後、保険期間中に、がんの治療を直接の目的として入院を開始した場合には、新たながんと診断確定されたものとみなします。

◆急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中については、新たにその疾病が発病していること

◆脳動脈瘤については、新たにそれが生じていること

4 特約について

①入院サポート特約(返戻金なし型)

お支払事由

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
入院準備費用給付金	不慮の事故や疾病により入院日数が1日以上の上の入院をされたとき	1回の入院につき入院準備費用給付金額(10万円または5万円)	1回の入院につき 1回 通算 30回

保障内容に関する注意事項

●同一の原因により、入院準備費用給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院準備費用給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

②先進医療特約(返戻金なし型)

お支払事由

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	不慮の事故や疾病により公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)と同額	1回の療養につき500万円 通算 2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療給付金の支払金額の10%相当額	—

保障内容に関する注意事項

- 先進医療給付金は、1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る)をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、先進医療特約(返戻金なし型)のお支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

③指定代理請求特約

●給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。

※傷害や疾病により給付金等を請求する意思表示ができない場合など。

●指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその給付金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。

●指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

●保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、給付金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置きください。

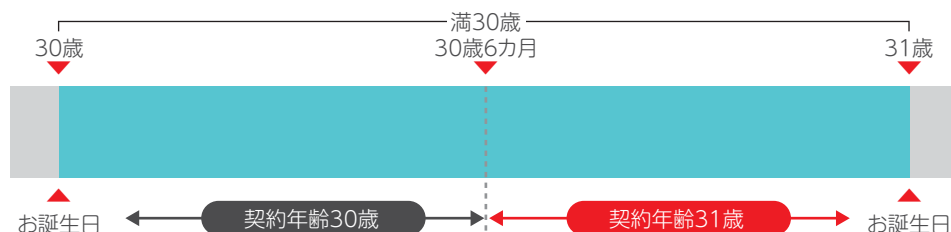
5 ご契約のお引き受けについて

- 現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
- 既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできないときや、お申し込みタイプをご変更いただいたうえでご契約をお引き受けする場合があります。
- 朝日生命の基準により、ご希望の生活習慣病入院給付金日額、入院準備費用給付金額でお引き受けできない場合があります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします)。
- その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできない場合があります。

6 契約年齢について

- 契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6カ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

例) 満30歳時における契約年齢

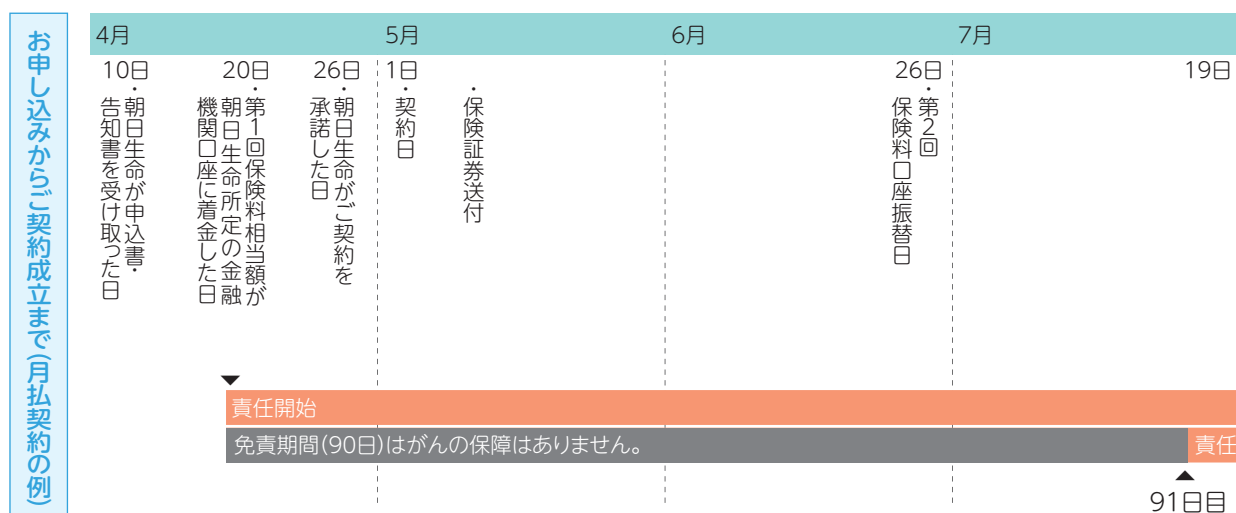


※ご契約日における満年齢が30歳6カ月を超えるときは、契約年齢31歳となります。

7 保障の開始(責任開始の時)について

- P. 15「注意喚起情報」の「2.保障の責任開始の時について」をご確認ください。

8 ご契約成立までのスケジュール



※保険料口座振替日は毎月26日(一部の金融機関では、27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。

※朝日生命が提携している金融機関等の保険契約者が指定された口座から、振替させていただきます。

9 保険料について

- 具体的な保険料例については、P. 5~9をご覧ください。
- 保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

10 給付金等をお支払いできない場合について

- 給付金等をお支払いできない場合(免責事由等)の概要は、P16「注意喚起情報」の「6.給付金等をお支払いできない場合について」、「ご契約のしおり-約款」の「17.給付金等をお支払いできない場合について」をご確認ください。

11 「10年間保障タイプ」(定期タイプ)の更新・保険期間の終身変更について

- 更新について
 - 保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申し出がないときは、更新のお申し出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます。(更新日に朝日生命が更新の対象となる主契約・特約を取り扱っていないときは、更新のお取り扱いに準じて朝日生命の定める同種の主契約・特約を締結します。)この場合、診査および告知は不要です。
 - 更新後のご契約の保険期間は、更新日現在の被保険者の年齢等により計算します。その場合、更新日現在の保険料率が適用され、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。
 - ご契約の更新には所定の要件があります。
- 保険期間の終身変更について
 - 保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その給付金額を限度として、診査や告知をしないで同種の保険契約(終身タイプ)に変更することができます。
 - 変更後契約および変更後特約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款、特約および保険料率が適用されます。
 - 保険期間の終身変更には所定の要件があります。

12 解約返戻金について

主契約	「一生涯保障タイプ」(保険期間が終身)の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、生活習慣病入院給付金日額の20倍の解約返戻金があります。その他の場合は、解約返戻金はありません。
特約	解約返戻金はありません。

13 満期保険金等について

- この商品には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付のお取り扱いもありません。

14 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

15 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の各主契約・特約の「控除証明区分」は、以下のとおりです。

一般生命保険料	●3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型) [0倍]
介護医療保険料	●3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型) [100倍・200倍・400倍] ●先進医療特約(返戻金なし型) ●入院サポート特約(返戻金なし型)

※税務のお取り扱いについては、平成26年2月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

注意喚起情報

必ずお読みください

◆この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

●以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。



- 6 給付金等をお支払いできない場合について
- 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項
- 9 解約と返戻金について

◆ご契約の際には「ご契約のしおりー約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。

●「ご契約のしおりー約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について

■申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」・「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）」（本書面））を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。

■お申し込みの撤回等は**書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。

- ①お申し込みの撤回等をする旨の文言
- ②申込者氏名（自署）・印鑑（契約申込書と同一印）・住所・電話番号
- ③申込番号・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日・返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人）

〔宛先〕〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 「朝日生命 金融代理店業務グループ」

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

■お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。

■申込者が法人（会社）または個人事業主の場合は、お申し込みの撤回のお取り扱いができません。

2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について朝日生命がお引き受けすることを決定した場合には、第1回保険料相当額が、朝日生命所定の金融機関口座に着金した日（告知前に着金したときは告知の時）から保険契約上の責任を開始します。ただし、無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）における**がん給付のお支払いについては、保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険契約上の責任を開始します。**

3 告知義務について

■**ご契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。**

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、ご契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「告知書」で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**
- 朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 責任開始の時または復活の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません（ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります）。ご契約を解除したときは、そのご契約の解約の際に返戻金があればお支払いします。
- ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。



- 傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件（「保険料の割増」「保険金の削減」など）をつけてお引き受けすることがあります（傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります）。

4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

■給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**給付金等をお支払いするための確認・照会にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-663-628

6 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いいたしません。

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合
なお、契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取り扱いがあります。
 - 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術
 - 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
 - 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により契約（特約）が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効（ご契約の効力がなくなる）した場合
- 詐欺により契約が取り消しとなった場合
- 給付金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合
- 責任開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- 保険契約者・受取人などの故意により給付金のお支払事由が生じた場合
- 入院給付金などについて、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由が生じた場合

11 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 給付金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があらわれる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください(ご連絡先は本ページの下に記載しています)。
- お支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 指定代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(くわしくは「ご契約のしおり-約款」でご確認ください)。
- 指定代理請求特約を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

7 保険料お払込みの猶予期間と失効、復活について

- 保険料は払込期月中に口座振替により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力がなくなります。
 - ①年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです)。
 - ②月払契約の場合
払込期月の翌月の初日から末日までです。
- 失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内の場合、朝日生命の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申し込みいただけます(ご契約内容などにより一部取扱いが異なります)。
- この場合、あらかじめ告知または朝日生命指定の医師による診査が必要となります(健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります)。
- ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知(診査)と復活保険料の払込みが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込み保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺によりお支払事由が発生した場合は、給付金等のお支払いはいたしません。
- 保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- 3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)、入院サポート特約(返戻金なし型)、先進医療特約(返戻金なし型)には返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)は、保険料払込期間満了後の保険期間中においては生活習慣病入院給付金日額の20倍の返戻金があります。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約の給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820]までお問い合わせください。
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

朝日生命 お客様サービスセンター

- 生命保険のお申し込みやご契約に関するご相談・苦情について

☎0120-663-628

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 [12月31日、1月1日～3日、
祝日、振替休日を除く]

- ご契約後の契約内容変更や死亡給付金等のお支払いに関するお手続きについて

☎0120-714-532

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 [12月31日、1月1日～3日、
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 祝日、振替休日を除く]

募集代理店からのお知らせ

1. 本商品は預金ではありません

この商品は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする保険商品です。このため預金等とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また元本保証はありません。

2. 他のお取引への影響について

本商品に関するお客さまのお取引が、銀行等におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

3. 引受や給付金等のお支払いについて

本商品の契約は、お客さまと朝日生命保険相互会社との契約となり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは朝日生命保険相互会社が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。

ご契約の際には、「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

また、特に重要な事項については、「契約概要」・「注意喚起情報」・「お申込内容控」もあわせてご確認ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **朝日生命保険相互会社**

本社 / 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
ホームページアドレス / <http://www.asahi-life.co.jp>

 **0120-663-628**

受付時間:月～金 / 9:00～17:00
(12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)